

年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151内線 222

前納でおトクな割引を

国民年金保険料は、お支払い方法によって割引があるのをご存知ですか。

納付書またはクレジットカードで前納された場合

前納区分	割引額
1年分前納	1年分で3,220円
6カ月分前納	6カ月で740円

口座振替で前納された場合

前納区分	割引額
1年分前納	1年分で3,800円
6カ月分前納	6カ月で1,030円

割引額は、平成22年度の額です。平成23年度の割引額は未定です。

また、6カ月分前納は上期(4～9月分)下期(10～翌年3月分)となります。

国民年金保険料の前納には、事前の申込が必要です。なお「1年分前納」と「上期6カ月分前納(4～9月分)」の申込期日は2月末です。

- 前納のお申し込み・問い合わせ先 -
北見年金事務所 国民年金課
☎ 0157 - 25 - 9635

交通安全に関する作文・標語を募集します

町では交通事故を少しでも減少させることを目的に、下記要領により『第19回交通安全に関する作文・標語コンクール』を実施いたします。

当該コンクールは、従来児童・生徒(小学校5・6年生及び中学生)のみを対象としたコンクールでありましたが、昨年より一般(高校生以上)の方も対象に含めて実施することにいたしました。

募集する作文・標語の内容

- ・交通事故防止に関すること
- ・交通事故の体験に関すること
- ・その他交通安全に関すること

作品応募対象者

- ・児童・生徒の部
(小学校5・6年生及び中学生)
- ・一般の部(高校生以上)

作品の提出期限及び提出先

期 限：2月25日(金)

提出先：役場 住民生活課住民生活グループ

児童・生徒の部については、学校を通じて集約しております。

表彰区分

- 最優秀賞 小中学生及び一般 各1点
- 優 秀 賞 小中学生及び一般 各2点
- 努 力 賞 小中学生 各2点

表 彰

4月に開催予定の「交通安全町民大会」の席上で行います。

問い合わせ先 役場 住民活動・交通担当 ☎ 76 - 2151



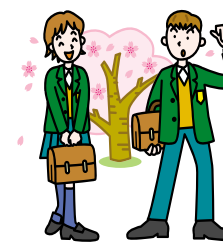
学生納付特例申請の簡素化について

平成22年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成23年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要な最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書等が必要です。

また、平成23年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたします。

問い合わせ先

北見年金事務所 国民年金課
☎ 0157 - 25 - 9635



確定申告相談日程について

網走税務署では、確定申告相談を下記の日程で開催いたします。所得税(譲渡所得等) 消費税、贈与税の申告についてご利用ください。

日時 2月22日(火)～2月24日(木)
9時30分～16時00分

場所 美幌町民会館

問い合わせ先 網走税務署 ☎ 0152-43-2181

NHK学園専攻科 *通信教育* コミュニティ・ボランティア専攻

「認知症の理解」「地域福祉」「児童福祉」「介護」等、多彩な科目を1科目から学べます。

出願期間 2月1日(火)～3月22日(火)

請求・問い合わせ先

NHK学園 ☎ 042-572-3151

<http://www.n-gaku.jp>

「住民票」の正確な記録のためにご理解を

住民票は、住民の居住関係を公証することによって、住民サービスを提供するとともに、各種行政事務の手続きの資料となるもので、町(役場)が住民の居住に関する事実を正確に把握し、記録していくことが重要です。

そのためには、住民の皆さんからの届け出によらなければ、その事実を知ることはできません。住所の異動があったときには、速やかに届け出をお願いします。

住所を移したときの届け出

町外から異動してきたときには「転入届」、町内でほかの住所に異動したときには「転居届」が必要です。ともに異動後、14日以内に届け出てください。

また、町外に異動するときは、事前に「転出届」が必要です。2週間前から受け付けています。

住民票の「世帯」についてご理解願います

「世帯」を構成する要素は次の2つです。

同居していること。

生計が同一であること。

したがって、町外、町内を問わず、親子であっても同居をしていなければ、住民票の「世帯」は別になります。このような場合は、速やかに先の届け出をしてください。日にちが経っていても届け出はできます。しかし、届け出がされないままだと、その過ぎた日数や理由によっては、裁判所から過料を求められることがあります。

届け出ができる方

本人が世帯主、または代理人です。代理人が届け出る場合は、委任状が必要になります。なお、本人確認をさせていただきますので、運転免許証や保険証をご持参願います。

問い合わせ先 役場 戸籍・年金担当 ☎ 76 - 2151 (内線222)



国税の電子申告(イータックス)をされる方へ

国税の電子申告をされる方の住民基本台帳カードには「電子証明書」が記録されていて、この電子証明書の有効期間は、発行の日から3年間となります。

役場で「電子証明書」を記録した住民基本台帳カードをお渡ししたときの「電子証明書の写し」に有効期間満了日が記載されています。「電子証明書」の有効期間が過ぎた住民基本台帳カードでは、電子申告はできません。引き続き、電子申告を行うためには「電子証明書」の更新手続きが必要です。(更新手数料は500円です)

なお、住民基本台帳カードに記載されている有効期間は、カード自体の有効期間になります。

問い合わせ・更新手続き先

役場 戸籍・年金担当 ☎ 76 - 2151 (内線222)

離乳食教室に参加しませんか?

生後4～7ヶ月児の保護者を対象にした離乳食(初期、中期)の教室を開催します。

教室では、講話(離乳食のポイント、進め方など)調理実習(初期、中期)試食などを予定しています。気軽にご参加下さい。

日 時 2月3日(木) 9時30分～12時00分

場 所 町民民館 1階 和室・調理室

持ち物 エプロン、三角巾、手ふき

タオル、離乳食ガイドブック

参加費 無料です

申込締切 1月31日(月)まで

その他 当日は託児があります

申込み・問い合わせ先 役場 保健福祉課健康医療グループ・栄養士 ☎ 76 - 2151 (内線232)

